

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約

株式会社ジェイコム東京

株式会社ジェイコム埼玉・東日本

株式会社ジェイコム湘南・神奈川

土浦ケーブルテレビ株式会社

株式会社ジェイコム千葉

株式会社ジェイコムウエスト

株式会社ジェイコム九州

株式会社ケーブルネット下関

株式会社ジェイコム札幌

大分ケーブルテレコム株式会社

2023年12月7日

目次

第 1 章 総則	4
第 1 条 (約款の適用)	4
第 2 条 (約款の変更)	4
第 3 条 (用語の定義)	4
第 4 条 (外国における取扱いの制限)	7
第 2 章 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域	7
第 5 条 (音声利用 I P 通信網サービスの提供区域)	7
第 3 章 契約	7
第 1 節 削除	7
第 6 条~第 19 条 削除	7
第 2 節 第 2 種サービスに係る契約	7
第 19 条の 2 (契約の単位)	7
第 19 条の 3 削除	7
第 19 条の 4 (契約申込の方法)	7
第 19 条の 5 (契約申込の承諾)	7
第 19 条の 6 (契約者回線番号)	8
第 19 条の 7~8 削除	8
第 19 条の 9 (細目の変更)	8
第 19 条の 10 (その他の契約内容の変更)	8
第 19 条の 11 削除	8
第 19 条の 12 (第 2 種契約に係る利用権の譲渡)	9
第 19 条の 12 の 2 (音声利用 I P 通信網サービスの転用)	9
第 19 条の 12 の 3 (音声利用 I P 通信網サービスの事業者変更)	10
第 19 条の 13 削除	10
第 19 条の 14 (当社が行う第 2 種契約の解除)	10
第 19 条の 15 (その他の提供条件)	11
第 3 節、第 4 節 削除	11
第 5 節	11
第 19 条の 38 (契約の成立、契約締結後書面の交付等)	11
第 19 条の 39 (初期契約解除等)	11
第 4 章 付加機能	12
第 20 条 (付加機能の提供)	12
第 21 条 (付加機能の利用の一時中断)	12
第 5 章 利用中止及び利用停止	12
第 22 条 (利用中止)	12

第 23 条 (利用停止)	12
第 6 章 通信	13
第 24 条 (相互接続点との間の通信等)	13
第 25 条 (通信の切断)	14
第 26 条 (通信利用の制限等)	14
第 27 条 (通信時間等の制限)	15
第 28 条 (通信時間の測定等)	15
第 29 条 (国際通信の取扱い地域)	15
第 30 条 (契約者回線番号等通知)	15
第 7 章 料金等	16
第 1 節 料金及び工事に関する費用	16
第 31 条 (料金及び工事に関する費用)	16
第 2 節 料金等の支払義務	16
第 32 条 (基本料金の支払義務)	16
第 33 条 (通信料金の支払義務)	17
第 34 条 (手続きに関する料金の支払義務)	18
第 35 条 (工事費の支払義務)	18
第 3 節 料金の計算等	19
第 36 条 (料金の計算等)	19
第 4 節 割増金及び延滞利息	19
第 37 条 (割増金)	19
第 38 条 (延滞利息)	19
第 5 節 債権の譲渡	19
第 38 条の 2 (債権の譲渡)	19
第 8 章 保守	19
第 38 条の 3 (契約者の維持責任)	19
第 39 条 (契約者の切分責任)	19
第 40 条 (修理又は復旧の順位)	20
第 9 章 損害賠償	21
第 41 条 (責任の制限)	21
第 42 条 (免責)	21
第 10 章 雑則	22
第 43 条 (協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)	22
第 44 条 (承諾の限界)	22
第 45 条 (利用に係る契約者の義務)	22
第 45 条の 2 (契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)	23
第 46 条 (技術的事項及び技術資料の閲覧)	23

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (表紙・本文・附則)

第 47 条 (利用上の制限)	23
第 48 条 (契約者の氏名の通知等)	23
第 49 条 (協定事業者からの通知)	24
第 50 条 (協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)	24
第 51 条 (協定事業者による音声利用 I P 通信網サービスに関する料金等の回収代行)	25
第 52 条 削除	25
第 53 条 (番号案内)	25
第 54 条 (番号情報の提供)	25
第 55 条 (法令に規定する事項)	26
第 56 条 (閲覧)	26
第 57 条 (附帯サービス)	26
附則.....	27

第 1 章 総則

第 1 条 (約款の適用)

表題記載の事業者 (以下「当社」といいます) は、この J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (以下「本規約」といいます) に基づき、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社 (以下、NTT 東西といいます) の提供する光コラボレーションモデルを活用し、音声利用 I P 通信網サービスを提供します。

2 NTT 東西の定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定されている事項と、本規約に規定されている事項に矛盾がある場合は、本規約を優先します。特段断わりが無い場合は、それぞれのサービスに関する規定は、それぞれの約款および規約の規定に準じます。

第 2 条 (約款の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容 (放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) 又は事業法の適用がある場合には、放送法第 150 条又は事業法第 26 条第 1 項における提供条件の概要を含みます。) につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第 3 条 (用語の定義)

用語	用語の定義
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他 電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
4 国際通信	通信のうち本邦と外国 (インマルサットシステムに係る移動 地球局 (海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び 可搬型地球局をいいます。以下同じとします。) 及び NTT 東西が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末 (以下「特定衛星携帯端末」といいます。) を含みます。以下同じとします。) との間で行われるもの
5 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6 音声利用 I P 通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信 (電気通信番号規則 (令和元年総務省令第 4 号) に規定する 電気通信番号 (NTT 東西が別に定めるものに限り) を相互に用いて行うもの) の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (表紙・本文・附則)

	設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
7 音声利用 I P 通信網サービス	音声利用 I P 通信網を使用して行う電気通信サービス
7 の 2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者 (電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。)) 第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。) が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
8 音声利用 I P 通信網サービス取扱所	音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
9 所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所	その音声利用 I P 通信網サービスの契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所
9 の 2 取扱所交換設備	音声利用 I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備
10 第 2 種契約	当社から第 2 種サービスの提供を受けるための契約
10 の 2 第 2 種契約者	当社と第 2 種契約を締結している者
11 契約者	第 2 種契約者又
12 相互接続点	NTT 東西とそれ以外の電気通信事業者との間の相互接続協定 (NTT 東西がそれ以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定 (事業法第 33 条第 9 項若しくは第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づくものを含みます。)) をいいます。以下同じとします。) に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 (NTT 東西が協定事業者 (NTT 東西が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。)) へ提供している都道府県の区域 (日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和 59 年法律第 85 号) 第 2 条第 3 項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。) をまたがる伝送に関する卸電気通信役務 (事業法第 29 条第 10 項に規定するものをいいます。以下同じとします。) に係る区間との分界点を含みます。)
13	削除
13 の 2 利用回線	(1) 別記 1 の (5) に定める電気通信回線であって、第 2 種サービスに係るもの
13 の 3	削除
13 の 4 利用者回線等	(1) 利用回線 (2) 契約者回線

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (表紙・本文・附則)

	(3) 当社が必要により設置する電気通信設備
14	削除
14 の 2 収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている音声利用 I P 通信網サービス取扱所
15 端末設備	接続契約者回線等の一端 (相互接続点におけるものを除きます。) に接続される電気通信設備であって 1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (これに準ずる区域 内を含みます。) 又は同一の建物内であるもの
16 サービス接続点	音声利用 I P 通信網と NTT 東西が別に定める電気通信設備との接続点 (注) 本欄に規定する NTT 東西が別に定める電気通信設備は、NTT 東西の電話サービス契約約款に規定する電話網、総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網、I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する特定地域向け音声利用 I P 通信網とします。
17 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
18 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18 の 2 技術基準等	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) 及び端末設備等 の接続の技術的条件
19 協定事業者	NTT 東西と相互接続協定を締結している電気通信事業者
19 の 2 リルーティング通信等	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、音声利用 I P 通信網内で接続する通信
20 相互接続通信	相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等 (サービス接続点を介して行われるものを 含みます。)
21 契約者回線等	(1) 接続契約者回線等 (2) 相互接続点 (3) NTT 東西の電話サービス契約約款第 3 条 (用語の定義) の表の 29 欄 の(1)に規定するもの (4) NTT 東西の総合デジタル通信サービス契約約款第 3 条 (用語の定 義) の表の 26 欄の(1)に規定するもの (5) NTT 東西の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 3 条 (用語の定義) の表の 25 欄の(1)に規定するもの
22 消費税相当額	消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法 (昭和 25 年 法律第 226 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税され る地方消費税の額
23 光コラボレーションモデル	NTT 東西から光回線を借り受けた電気通信事業者 (光コラボ事業者) が、 自社のサービスとしてオプションサービスと合わせるなどにより光回線を提供

するモデル

第 4 条 (外国における取扱いの制限)

音声利用 I P 通信網サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 2 章 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域

第 5 条 (音声利用 I P 通信網サービスの提供区域)

音声利用 I P 通信網サービスは、別記 1 に定める提供区域において提供します。

卸電気通信役務提供事業者が別に定めるところによります。

ただし、当社が別に定める J:COM NET インターネット接続サービス契約約款に示した特定事業者の提供区域である場合、当社が特別に認める場合を除き、音声利用 I P 通信網サービスの提供は行いません。

第 3 章 契約

第 1 節 削除

第 6 条~第 19 条 削除

第 2 節 第 2 種サービスに係る契約

第 19 条の 2 (契約の単位)

当社は、1 の利用回線ごとに 1 の第 2 種契約を締結します。この場合、第 2 種契約者は、1 の第 2 種契約につき、1 人に限ります。

第 19 条の 3 削除

第 19 条の 4 (契約申込の方法)

第 2 種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第 2 種サービスの細目
- (2) 利用回線の契約者回線番号
- (3) その他契約申込の内容を特定するための事項

第 19 条の 5 (契約申込の承諾)

当社は、第 2 種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 2 種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第 2 種契約の申込みをした者が、その第 2 種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者 (その第 2 種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるもの

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (表紙・本文・附則)

である場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とし、) と同一の者とならないとき。

- (2) 第2種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 第2種契約の申込みをした者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 第45条(利用に係る契約者の義務)又は第47条(利用上の制限)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第19条の6 (契約者回線番号)

第2種サービスの契約者回線番号は、1の利用回線ごとに当社が定めます。

2 削除

3 前項の届出又は利用回線の移転等により、その利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

4 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

5 前2項の規定により、第2種サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第2種契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第40条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

第19条の7～8 削除

第19条の9 (細目の変更)

第2種契約者は、細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の5(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第19条の10 (その他の契約内容の変更)

第2種契約者は、第19条の4(契約申込の方法)第1項第3号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の5(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第19条の11 削除

第 19 条の 12 (第 2 種契約に係る利用権の譲渡)

第 2 種契約に係る利用権 (契約者が契約に基づいて音声利用 I P 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第 2 種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

(注) 本条第 2 項の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

3 当社は、前項の規定により第 2 種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用回線を使用している場合 (利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合を除きます。) は、その利用回線に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。

(2) 第 2 種契約に係る利用権を譲り受けようとする者がその第 2 種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者 (その第 2 種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者として) と同一の者とならないとき。

(3) 第 2 種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第 2 種契約に係るサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 相互接続点との間の通信を伴う第 2 種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 第 2 種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第 2 種契約者の有していた一切の権利及び義務 (第 33 条 (通信料金の支払義務) の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。) を承継します。

第 19 条の 12 の 2 (音声利用 I P 通信網サービスの転用)

第 2 種契約者は、音声利用 I P 通信網サービスの転用 (第 2 種契約者が現に利用している音声利用 I P 通信網サービスから光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第 2 種サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。) を請求 (第 19 条の 12 の 3 に規定する音声利用 I P 通信網サービスの事業者変更の請求があった場合を除きます。) することができます。

2 当社は、前項の規定によりその音声利用 I P 通信網サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 第 19 条の 5 (契約申込の承諾) 第 2 項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (表紙・本文・附則)

3 当社は、音声利用 I P 通信網サービスの転用があったときは、第 2 種契約者から当社と締結している転用前の第 2 種契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

第 19 条の 12 の 3 (音声利用 I P 通信網サービスの事業者変更)

第 2 種契約者 (その第 2 種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限り、) は、音声利用 I P 通信網サービスの事業者変更 (その第 2 種契約に係る利用回線の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービスの事業者変更と同時に、その第 2 種契約に係る利用回線の契約を締結している者が指定する者又はその第 2 種契約者 (光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合を除きます。)) が、現に利用している光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第 2 種サービスを用いて提供する電気通信サービス又は第 2 種サービス (光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)) から、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している別の電気通信事業者が第 2 種サービスを用いて提供する電気通信サービス又は第 2 種サービス (NTT 東西が別に定める場合を除きます。)) に移行することをいいます。以下同じとします。) を請求することができます。

2 当社は、前項の規定によりその音声利用 I P 通信網サービスの事業者変更の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 第 19 条の 5 (契約申込の承諾) 第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。

3 当社は、音声利用 I P 通信網サービスの事業者変更があったときは、第 2 種契約者から当社と締結している事業者変更前の第 2 種契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

第 19 条の 13 削除

第 19 条の 14 (当社が行う第 2 種契約の解除)

当社は、第 23 条 (利用停止) の規定により第 2 種サービスの利用を停止された第 2 種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第 2 種契約を解除することがあります。

2 当社は、第 2 種契約者が第 23 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第 2 種サービスの利用停止をしないでその第 2 種契約を解除することがあります。

3 当社は、第 1 項又は第 2 項に規定する場合のほか、次の場合は、その第 2 種契約を解除することがあります。

(1) 利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除 (利用回線に係る I P 通信網サービスの移転、転用及び事業者変更に伴うものを除きます。)) があったとき。

(2) 利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、第 2 種サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (表紙・本文・附則)

(3) 利用回線の移転等により音声利用 I P 通信網サービスの提供区域外となったとき。

(4) 第 2 種契約者とその第 2 種契約に係る接続契約者回線等について当社と契約を締結している者 (その第 2 種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者としてします。) が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

4 当社は、前 3 項の規定により、その第 2 種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 2 種契約者にそのことを通知します。

第 19 条の 15 (その他の提供条件)

第 2 種契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第 3 節、第 4 節 削除

第 5 節

第 19 条の 38 (契約の成立、契約締結後書面の交付等)

当社は、音声利用 I P 通信網サービスの工事が完了した日、または契約者が 音声利用 I P 通信網サービスの利用種別の変更を行う場合はその変更が完了した日または契約者が自身で宅内工事をする場合には当社から郵送する端末設備が契約申込書に記載された住所に着荷した日 (以下、「着荷日」といいます。) を契約が成立した日 (以下、「契約成立日」といいます。) とします。

2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面 (以下、「契約締結後書面」といいます。) を申込者に交付します。

3 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。

- (1) 電磁的方法による交付
- (2) 紙面による交付

第 19 条の 39 (初期契約解除等)

J:COM PHONE ひかり (N) の申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、文書により契約の解除を行うことができます。(通話料等は除きます。)

2 前項の規定による当該契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

3 第 1 項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は引込工事、宅内工事等の着工、または完了済みの工事、撤去に要する工事、申込者自身で行った宅内工事または撤去に要する工事、および手続きに要した全ての費用を負担するものとします。また、申込者の通話に関する料金の費用負担についても同じとします。

4 前 3 項の規定の他、申込者は、引込工事、宅内工事等が未着工または契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社に到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することが

できます。この場合、当社は申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。

第 4 章 付加機能

第 20 条 (付加機能の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表第1類 (基本料金) に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき、保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき又はその契約者が警察機関から当社に対して、特殊詐欺 (不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。) に関与したとして付加機能の提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と同一の者であるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第 21 条 (付加機能の利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断 (その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

第 5 章 利用中止及び利用停止

第 22 条 (利用中止)

当社は、次の場合には、音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上又は音声利用 I P 通信網サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (2) 特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼 (相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。) を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) 第 26 条 (通信利用の制限等) の規定により、通信利用を中止するとき。
- (4) 利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に対し、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。また、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、通知または周知することもあります。

3 第 1 項に規定する場合のほか、音声利用 I P 通信網サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

第 23 条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間 (その音声利用 I P 通信網サービスに係る料金その他の債務 (本規約の規定により、支払いを要することとなった音声利用

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (表紙・本文・附則)

I P通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間又は第5号に該当するときは警察機関から当社に対して利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間(警察機関から当社に対して、当該付加機能の利用を停止する期間を延長する旨の要請があった場合又は特別の事情がある場合は、利用を停止する期間が6か月を超え、警察機関から当社に対して、利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間とします。))、その音声利用 I P通信網サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第38条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。))。

(2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の音声利用 I P通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第38条の2(債権の譲渡規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。))。

(3) 削除

(4) 第45条(利用に係る契約者の義務)又は第47条(利用上の制限)の規定に違反したと当社が認めるとき。

(5) 契約者が当社と契約を締結している総合デジタル通信サービスについて、警察機関から当社に対して、特殊詐欺に利用されたとして、その総合デジタル通信サービスに係る付加機能の利用を停止する旨の要請があったとき。なお、利用を停止する前の電気通信番号と利用できない状態の解消を行った後の電気通信番号が異なる場合があります。

(6) 削除

(7) 前6号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用 I P通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用 I P通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します(本条第1項5号により、音声利用 I P通信網サービスに係る付加機能の利用停止をするときは、利用停止をする日及び期間について通知しないことがあります。)。ただし、本条第1項第4号により、音声利用 I P通信網サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 通信

第24条(相互接続点との間の通信等)

相互接続通信は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域(以下「接続対象地域」といいます。))は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(注) 当社が別に定めた通信は、別記4に定めるところによります。

第 25 条 (通信の切断)

当社は、気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) 第 15 条第 2 項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

第 26 条 (通信利用の制限等)

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等 (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。) を行うことがあります。

以下、機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 11 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。

4 前 3 項に規定するほか、契約者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、その音声利用 I P 通信網サービスを利用できないことがあります。

第 27 条 (通信時間等の制限)

前 2 条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

第 28 条 (通信時間の測定等)

通信時間の測定等については、料金表第 1 表第 2 類 (通信料金) に定めるところによります。

第 29 条 (国際通信の取扱い地域)

国際通信の取扱い地域は、料金表第 1 表第 2 類 (通信料金) に定めるところによります。

第 30 条 (契約者回線番号等通知)

接続契約者回線等から契約者回線等への通信については、その接続契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2) 契約者回線番号非通知 (契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。) の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信 (NTT 東西が別に定める方法により行う通信を除きます。)

(3) その他 NTT 東西が別に定める通信

2 第 1 項の規定により、その接続契約者回線等の契約者回線番号を着信先の接続契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が NTT 東西が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。

3 当社は、前 2 項にかかわらず、接続契約者回線等から、電気通信番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び接続契約者回線等に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4 当社は、前 3 項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注 1) 本条第 1 項第 2 号に規定する NTT 東西が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

(注 2) 本条第 2 項に規定する NTT 東西が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。

(注 3) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

第 7 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

第 31 条 (料金及び工事に関する費用)

当社が提供する音声利用 I P 通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。

2 当社が提供する音声利用 I P 通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、料金表第 2 表 (工事に関する費用) に定めるところによります。

(注) 本条第 1 項に規定する基本料金は、当社が提供する音声利用 I P 通信サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

3 ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料の金額等については、以下の URL からご覧ください。

ユニバーサルサービス料

https://group-companies.jcom.co.jp/sites/default/files/group-companies/common/yakkan/91462/universal_91462.pdf

電話リレーサービス料

<https://group-companies.jcom.co.jp/sites/default/files/group-companies/common/yakkan/91683/91683.pdf>

第 2 節 料金等の支払義務

第 32 条 (基本料金の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用 I P 通信網サービスの提供を開始した日 (第 19 条の 38 に定める契約成立日、付加機能についてはその提供を開始した日) から起算して、契約の解除があった日 (付加機能についてはその廃止があった日) の属する月の末日までの期間について、料金表第 1 表第 1 類 (基本料金) に規定する基本料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により音声利用 I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

ただし、第 23 条 (利用停止) 第 1 項第 5 号で定める場合は、この限りではありません。

(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用 I P 通信網サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限る)

<p>状態 (その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) が生じた場合 (2 欄に該当する場合を除きます。) に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>す。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金</p>
<p>3 接続契約者回線等に係る終端の場所の変更又は利用回線の変更若しくは移転に伴って、音声利用 I P 通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき (契約者の都合により音声利用 I P 通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金</p>

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 33 条 (通信料金の支払義務)

契約者は、接続契約者回線等から接続契約者回線等へ行った通信 (その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。) について、当社が測定した通信時間と料金表第 1 表第 2 類 (通信料金) の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2 契約者は、接続契約者回線等と第 3 条 (用語の定義) の表の 21 欄の (3)、(4) 又は (5) に規定するものとの間の通信について、音声利用 I P 通信網サービスに係る部分と電話サービス、総合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表第 1 表第 2 類 (通信料金) の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。ただし、第 3 条 (用語の定義) の表の 21 欄の (3)、(4) 又は (5) に規定するものから接続契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ NTT 東西の電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定めるところによります。

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (表紙・本文・附則)

3 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき NTT 東西が別に定めるところによります。

4 前3項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表第1表第1類(基本料金)又は同表第2類(通信料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表第2類に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(注) 本条に規定する NTT 東西が別に定めるところは、本規約の別記4及び別記12から別記15に定めるところによります。

第34条(手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3類(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、工事の着手又は事業者変更の実施前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第35条(工事費の支払義務)

契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、J:COM NET 光(N)と音声利用IP通信網サービスを同時に申込した場合は、当社が別に定めるJ:COM NET 光(N)利用規約に規定する工事費を適用するものとします。なお、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前または契約者が自身で工事をする場合において当社からの郵送物が契約申込書に記載された住所に着荷した後に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算等

第 36 条 (料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

(注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記 6 の 2 に定めるところによります。

第 4 節 割増金及び延滞利息

第 37 条 (割増金)

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額 (料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額) を割増金として支払っていただきます。

第 38 条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分とあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合 (当社が支払を確認できない場合も含まれます。) には、別に定める延滞手数料を加算して当社にお支払いいただきます。

2 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務 (延滞手数料は除きます。) について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社にお支払いいただきます。

第 5 節 債権の譲渡

第 38 条の 2 (債権の譲渡)

契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 8 章 保守

第 38 条の 3 (契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第 39 条 (契約者の切分責任)

契約者は、音声利用 I P 通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社又は NTT 東西は、音声利用 I P 通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社又はNTT 東西は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、NTT 東西が別に定めるところにより NTT 東西と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

第 40 条 (修理又は復旧の順位)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 26 条 (通信利用の制限等) の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 11 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。)
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に契約者回線番号を変更することがあります。

第 9 章 損害賠償

第 41 条 (責任の制限)

当社は、音声利用 I P 通信網サービス (NTT 東西が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。) を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき (その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局 (複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。) 又は固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。) は、その音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1 類 (基本料金) に規定する基本料金

(2) 料金表第 1 表第 2 類 (通信料金) に規定する通信料金 (音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月 (1 の暦月の起算日 (当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。) から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。) の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料金 (前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、NTT 東西が別に定める方法により算出した額) により算出します。)

3 当社の故意又は重大な過失により音声利用 I P 通信網サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第 1 表第 1 類に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注 1) 本条第 2 項第 2 号に規定する NTT 東西が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料金とします。

(注 2) 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第 42 条 (免責)

当社は、本規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更 (以下この条において「改造等」といいます。) を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更 (取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。) により、現に接続契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更

した規定に係る部分に限り負担します。

第 10 章 雑則

第 43 条 (協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承認を受けた者 (以下この条において「契約者等」といいます。) は、別記 16 に定める協定事業者 (事業法第 9 条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。) がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記 16 に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(注) 本条第 1 項の規定は、NTT 東西が定める音声利用 I P 通信網サービスについて準用します。

第 44 条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 45 条 (利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が J:COM PHONE ひかり (N) 契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、契約者自身で撤去を行うことを当社が認めたとき、または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が J:COM PHONE ひかり (N) 契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (表紙・本文・附則)

(5) 当社が J:COM PHONE ひかり (N) 契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 違法に、または公序良俗に反する態様で、J:COM PHONE ひかり (N) を利用しないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を、また、紛失および修理不能による場合は料金表に定める機器損害金を当社に支払っていただきます。

3 契約者は、当社が特別に認める場合を除き、J:COM PHONE ひかり (N) を自らの電気通信事業の用に供することはできません。

第 45 条の 2 (契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 4 の 2 に定めるところによります。

第 46 条 (技術的事項及び技術資料の閲覧)

当社は、音声利用 IP 通信網サービスにおける基本的な技術的事項及び音声利用 IP 通信網サービスを利用するうえで参考となる別記 17 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第 47 条 (利用上の制限)

契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス (本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。) のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

ポーリング方式： 外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式

アンサーサプレッション方式： その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第 48 条 (契約者の氏名の通知等)

契約者は、協定事業者 (その契約者と他社相互接続通信 (協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。) に係る契約を締結している者に限ります。) から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 相互接続通信 (NTT 東西が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。) に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。

3 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。)は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等(電話サービス契約約款に規定する電話番号その他 NTT 東西が別に定める番号等をいいます。)、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。)は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

5 契約者は、当社が、第 38 条の 2 (債権の譲渡) の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第 23 条(利用停止)の規定に基づきその音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

6 契約者は、当社が第 38 条の 2 (債権の譲渡) の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその音声利用 I P 通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

7 第 2 種契約者(その第 2 種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものであって、その第 2 種契約が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)は、その利用回線に係る I P 通信網サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がその第 2 種契約者に対して第 2 種サービスを提供していることを事業者変更元及び事業者変更先の電気通信事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

8 契約者は、第 23 条(利用停止)第 1 項第 5 号で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等を、警察機関へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 49 条(協定事業者からの通知)

契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第 50 条(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(NTT 東西が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (表紙・本文・附則)

- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

第 51 条 (協定事業者による音声利用 I P 通信網サービスに関する料金等の回収代行)

当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社が本約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者 (NTT 東西が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。) が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いは廃止します。

第 52 条 削除

第 53 条 (番号案内)

当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は NTT 東西が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内 (以下「番号案内」といいます。) を行います。

2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、卸電気通信役務提供事業者が定める電話サービス契約約款第 99 条 (電話番号案内) から第 101 条 (相互接続番号案内に係る料金の取扱い) の規定に準じて取り扱います。

(注) 番号案内の利用に当たっては、接続契約者回線等から「104」をダイヤルして行う通信の発信に際して、その接続契約者回線等に係る契約者回線番号又は追加番号 (着信課金番号を除きます。) を通知していただきます。

第 54 条 (番号情報の提供)

契約者は、当社が当社の番号情報 (電話帳掲載又は番号案内に必要な情報 (第 53 条 (番号案内) の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった第 2 種契約に係る情報を除きます。) をいいます。以下この条において同じとします。) について、番号情報データベース (番号情報を収容するために NTT 東西が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。) に登録することについて、同意していただきます。

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (表紙・本文・附則)

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する NTT 東西が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等 (NTT 東西が別に定める者に限ります。) に提供します。

(注1) 本条第2項に規定する NTT 東西が別に定める者は、NTT 東西と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン (平成16年総務省告示第695号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に NTT 東西が提供します。

第 55 条 (法令に規定する事項)

音声利用 IP 通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記6に定めるところによります。

第 56 条 (閲覧)

本規約において、当社および NTT 東西が別に定めることとしている事項については、当社および NTT 東西は閲覧に供します。

なお、NTT 東西が別に定めることとしている事項は、NTT 東日本および NTT 西日本のホームページ (以下の URL) からご覧いただけます。

(NTT 東日本)

<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>

(NTT 西日本)

<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/>

第 57 条 (附帯サービス)

音声利用 IP 通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記7から10の5に定めるところによります。

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (表紙・本文・附則)

附則

(実施期日)

本規約は、2023 年 12 月 7 日から実施します。